

# 認可保育所入所世帯と保留世帯のその後についての比較調査

## A comparative study of families whose children succeeded to enter child-care center and those who did not

甲南大学マネジメント創造学部

教授 前田正子

Konan University

Hirao School of Management

Prof. Masako Maeda

[m.maeda@center.konan-u.ac.jp](mailto:m.maeda@center.konan-u.ac.jp)

### 1. 問題意識

今回の分析では、実際に認可保育所に入所申請した世帯を調査することによって、入所申請の実態や入所世帯・保留世帯のその後の状況について把握することを目的とする。

1994年のエンゼルプランプレリュード開始以来、保育所整備は政府の政策目標として掲げられてきた。それから25年近くたち、少子化が一層進展しているにも関わらず、保育所利用児童比率が上がり、未だに待機児童が課題となり続けている。さらに待機児童は入所できなかった児童全員（これを保留児という）を指すのではなく、特定の条件を満たす者だけが待機児童としてカウントされている。それがさらに保育を巡る状況の把握を難しくさせている。

待機児童問題が大きな話題になる一方で、就学前教育の無償化方針が政府から打ち出され、「待機児童問題解決に逆効果ではないか」という声まででている。これまで保育を巡って様々な調査研究がなされてきた。例えば保育供給と母親の就業に関しては駒村

(1996)、永瀬(1998)、宇南山(2011)などがある。いずれも、保育所は母親の就業を促進しているという結果を導いている。だが入所保留となった世帯がその後どうなったかを知ることにはできない。また、その後育児休業制度も改正され、仕事と子育ての両立環境も変化しているが、そのことによって本当により両立しやすい環境になっているのか、保育以外にも両立のために必要な基盤整備が必要なのかも検証する必要がある。

そこで、今回はある特定自治体に保育所の新規利用申請をした全世帯を対象に調査し、入所申請にあたっての就労調整はあったのか、入所できた者は困難を抱えずに仕事と子育ての両立ができているのか、保育所だけで問題は解決しているのか、また入所保留となった者はその後、就労はできているのか、就労している場合は保育の手配をどうしているかなど、保育所利用申請者を巡る実態を把握し、保育利用希望者へのより良い保育の供給の在り方を模索することを目的とする。

### 2. データについて

調査はある自治体の協力を得て実施された。2017年4月から該当市の認可保育所に新規入所するために、入所申請を行った全世帯が調査対象であり、調査時点でも継続して同市内に在住していた2203世帯である（申請児童数は延べ2718であったが、複数の兄弟の入

所申請をする世帯もあるため、末子の状況で分類し調査を実施した。入所世帯は1493(68%)、保留世帯710(32%)である。うち待機児童は323人である)。調査は郵送でなされ、入所できた世帯・できなかった世帯すべてに送付された。調査実施時期は2017年10月であり、4月から半年たち生活ペースができているだけでなく、次年度の入所申請が本格的に始まる前の時期とした。

調査では、入所申請時と10月時点での世帯の状況とともに、子どもの発達状況や親の育児負担感や身体状況、家庭内の家事育児の分担、しつけの状況などについて尋ねた(『21世紀出生児縦断調査』を参考に作成)。また自由記述欄も設けた。

### 3. 結果の概要について

回収数は1324であり回収率60%である。現在の子どもの保育状況については1304人から回答が得られ、認可保育所や認定子ども園などが802人(62%)、2歳までの小規模保育が151人(11%)、幼稚園34人(2.6%)、認可外保育所120人(9%)、祖父母や親族などの見守りが57人(4%)、通所施設13人(1%)、どこにも行っていないのが127人(10%)である。つまり、2・3号認定を受けて保育所の利用が可能になった入所世帯が73%、保留となった世帯が27%となっている。また入所申請にあたっては、保育の必要度の高い者が優先されるため、実際には短時間就労希望でも長時間勤務に無理になって申請しているのではないかとことや、待機状態になると育児休業期間が1年半、ついで2年間へと延長できる制度が導入されているため、育児休業を延長するために待機になることを前提に申請している人もいる、といわれている。だが、実態はわからないままである。

そこで入所申請した者に、申請にあたって「1. 一週間当たりの就労日数を増やした」、「2. 一日当たりの就労時間を増やした」、「3. 4月入所のため、育児休業期間を理想的な期間より早めに切り上げた」、「4. 育児休業延長のために、入所保留(待機)となることが必要で、待機状態になるために入所申請した」のいずれかをしたかどうかを尋ねた。そうすると「1. 就労日数を増やした」かつ「2. 就労時間を増やした」者が24名、「1. 就労日数を増やした」だけの者は29名、「2. 就労時間を増やした」だけの者が43名、「2. 育児休業を3. 4月に合わせて切り上げた」者は328名、「4. 育児休業延長のため、待機になるために申請した」者は85名となっている。就労日数と時間を増やした者が必ずしも入所できているわけではない。また「4. 育児休業延長のため、待機になるために申請した」者のうち、4月に入所申請が通ってしまい、「3. 4月入所のため、育児休業期間を理想的な期間より早めに切り上げた」者もいる。本人の希望通り育児休業を延長したが、結局入所できず退職した者もいる。

さらに、認可保育所に入れた後は、母親ひとりに負担がかかる苦悩や職場からの期待や夫の長時間労働への悩みも記述されており、保育所のみで仕事と子育ての両立の問題が解決するわけではないことも確認される。今回はこのような保育所入所申請者を巡る状況と入所における課題について報告する。

この研究は科研費17K03792「認可保育所が児童と保護者に及ぼす影響」研究代表 前田正子・研究分担者 安藤道人(立教大学)と16K21743「保育政策が母親の就業と子どもの発達に及ぼす影響」研究代表 山口慎太郎(東京大学)を得て実施しているものである。